

第5章 プランの推進

1. プランの推進体制
2. プランの進行管理体制

1. プランの推進体制

(1) 庁内推進体制

男女共同参画社会づくりには、広報・就労・保健・医療・福祉・防災・まちづくりなど、社会を形作るための様々な分野に係る施策が展開されます。そのため、庁内においては、副市長を会長とした「男女共同参画庁内推進会議」を運営するとともに、職員で構成する「検討会」を設置し、全庁的体制でのプラン推進を図ります。

(2) 下妻市男女共同参画推進委員会

男女共同参画社会の実現に向けた取組を、家庭や学校、地域や企業など様々な場所でそれぞれ推進するために、市民が構成員として参画する「下妻市男女共同参画推進委員会」を運営し、「下妻市男女共同参画推進プラン」の策定及び変更、男女共同参画施策の推進状況等を審議します。

(3) 関係機関との連携

市民や男女共同参画に係る市内の団体・ボランティア団体、企業等と連携し、男女共同参画推進プランの着実な推進を図ります。

また、就労や医療等、市が単独で実施することが困難または広域的に行うことがより効果的である施策等については、国や県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぐとともに、近隣自治体との情報交換や連携も図ります。

2. プランの進行管理体制

本プランの進行管理は、これまでと同様、毎年度、施策及び実施事業の進捗状況をとりまとめ、達成度や効果・課題等を分析し、必要に応じて事業を見直していく PDCA サイクルにより実施します。

また、その結果については年次報告書を作成し、市民に公表します。

資料編

1. 計画の策定経過
2. 下妻市男女共同参画推進条例
3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則
4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿
5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱
6. 相談窓口一覧（茨城県）

1. 計画の策定経過

2. 下妻市男女共同参画推進条例

3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則

4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿

所属等	氏名	備考

5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

6. 相談窓口一覧

第4次下妻市男女共同参画推進プラン

認め合い、みんなで進める幸せ社会

～ ともに輝き ともに幸せ ～

令和4年3月

発行・編集：下妻市 市長公室 市民協働課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2-22

TEL:0296-43-2114 FAX:0296-43-4214

E-mail:kyodo@city.shimotsuma.lg.jp

ホームページ:<https://www.city.shimotsuma.lg.jp>
